

## 第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着及び都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大きな脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

### 第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものです（図1-2-1）。

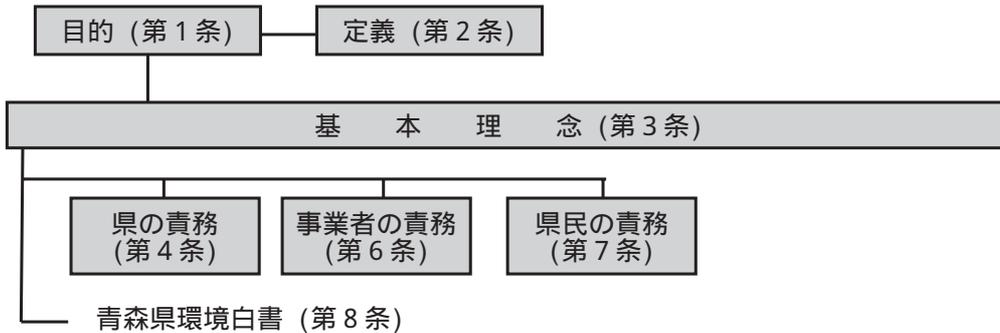
本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

4つの基本理念

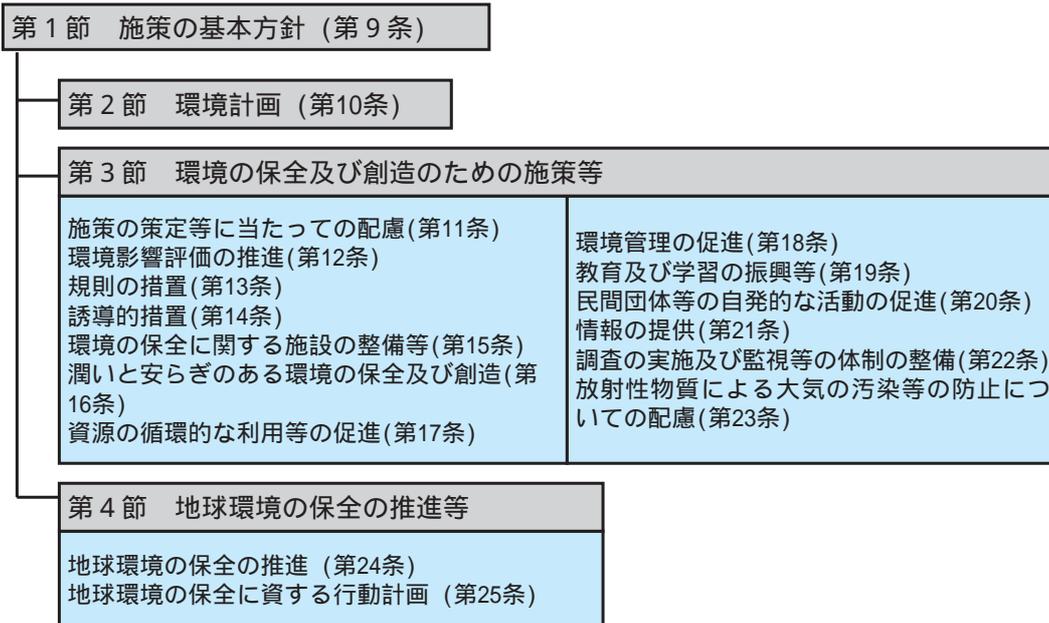
- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

## 前 文

### 第 1 章 総則



### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策



### 第 3 章 環境の保全及び創造のための施策の推進



## 第2節 生活創造推進プラン

我が国を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、本県においても、長引く景気低迷を背景とした雇用情勢や財政環境の悪化などにより、これまでの延長線上に本県の将来ビジョンは描けない状況にあり、このような時代の大きな転換期にあっては、地域に賦存する様々な資源や人材、ネットワークなどの「地域力」を最大限に生かし、新たな価値観に立った地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、これまで築いてきた社会基盤や本県の特性を積極的に生かしながら、県民とともに新たな時代を切り拓いていくための指針として、新しい青森県づくりの基本計画となる「生活創造推進プラン」（計画期間：平成16年度～平成20年度）を平成16年12月に策定しました。

### ＜生活創造推進プランがめざす将来像＞

このプランは、県と県民がともに新しい青森県づくりを進めていくための10年後の将来像やそれを実現するための取組の基本的な方向を示すとともに、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として、「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げています。

「生活創造社会」とは、「暮らしやすさでは、どこにも負けない地域づくりをめざす社会」で、豊かな自然環境の中で、自然のリズムやゆっくりと流れる時間が大切にされ、自分流の豊かさを求めて挑戦していく中で、今まで見えなかった青森で生きることの素晴らしさなど、生活の新たな価値が再発見できる地域と定義しています。

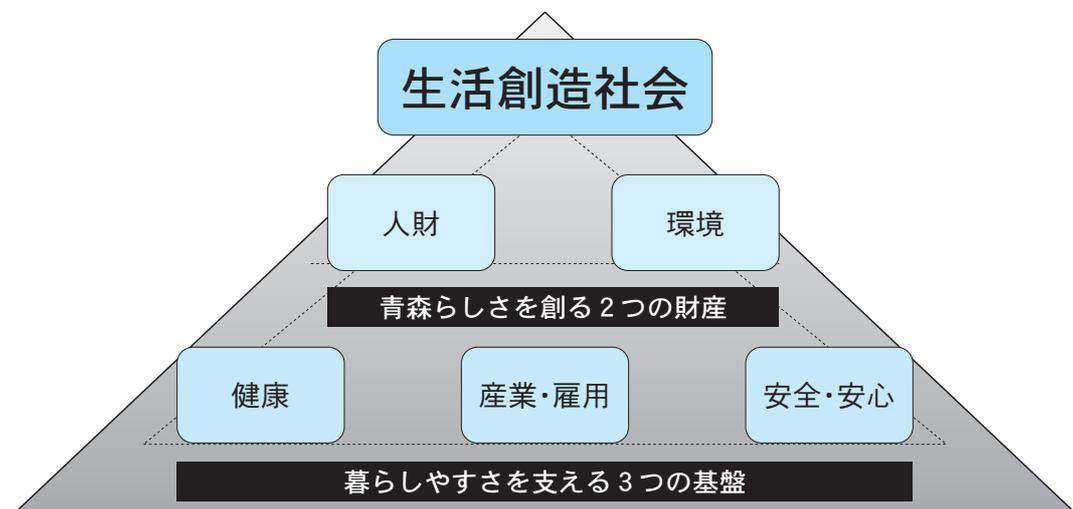
### ＜生活創造社会を実現するための5つの戦略分野＞

生活創造社会を実現するために、

- ・暮らしやすさを支える3つの基盤である「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」の分野
- ・青森らしさを創る2つの財産である「人財」、「環境」の分野

において、暮らしやすさを向上させ、青森らしさが発揮できる取組を進めています（図1-2-2）。

図1-2-2 生活創造社会の体系図



## <「環境」分野でめざす社会像と重点推進プロジェクト>

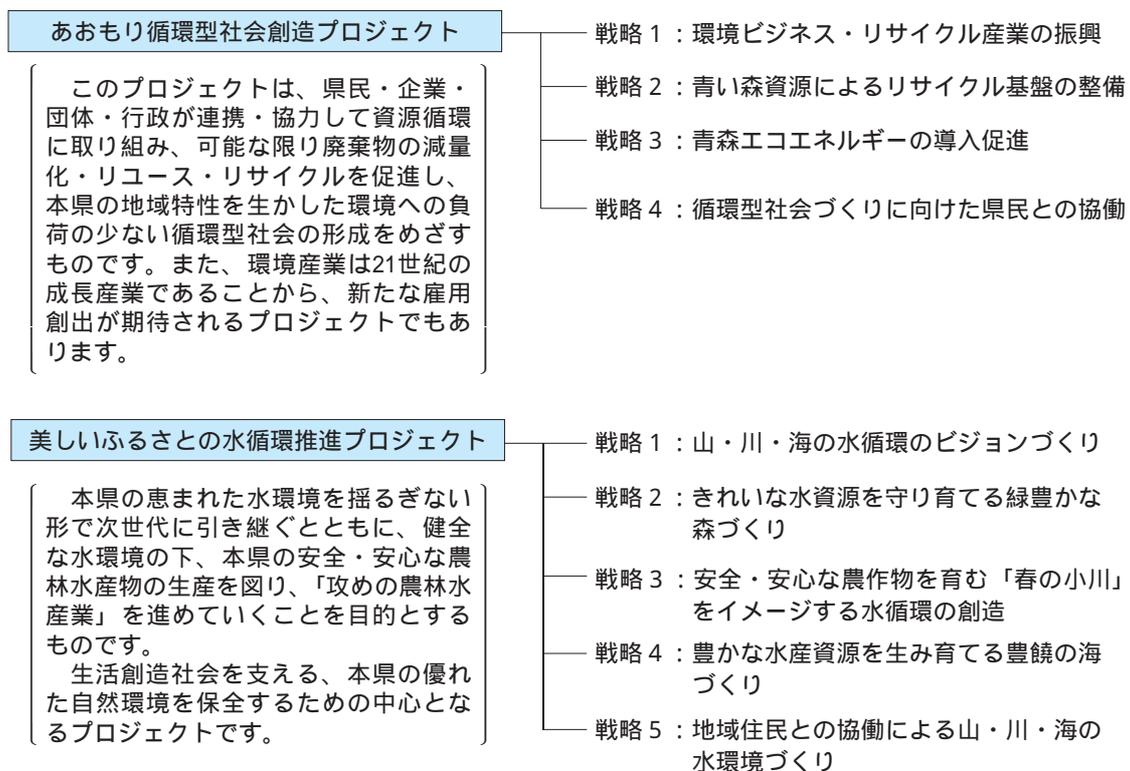
生活創造推進プランの「環境」分野でめざす社会像は「環境と共生する循環型社会」とし、

- 水と緑の自然環境づくり
- ゼロエミッションをめざす資源循環の推進
- 廃棄物処理・公害防止対策の推進
- 多様な主体による環境保全活動の推進

の4つの取組方向を掲げています。

また、「生活創造社会」の実現に向けて、「人財」、「産業・雇用」、「健康」、「環境」、「安全・安心」の5つの戦略分野において、平成20年度までに県が重点的に推進するプロジェクトを掲げ、「環境」分野では、「あおり循環型社会創造プロジェクト」と「美しいふるさとの水循環推進プロジェクト」の2つのプロジェクトと戦略に基づき、平成20年度までに重点的に事業を進めていくこととしています（図1-2-3）。

図1-2-3 「環境」分野における重点推進プロジェクトの戦略



### 第3節 第二次青森県環境計画

#### ＜青森県環境計画の策定＞

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定し、各種施策を推進してきました。

青森県環境計画は、計画期間が平成18年度までとなっていたことから、新たな環境計画として平成19年度から平成21年度までを計画期間とする第二次青森県環境計画を平成19年3月に策定しました。

#### ＜第二次青森県環境計画＞

第二次青森県環境計画は、本県の新たな環境保全施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画であり、計画が目指す本県の環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」としています。

このため、計画では、本県の環境の将来像の実現に向けて、目指すべき環境や社会の姿、施策や取組の推進方向、私たちが目指す環境の具体的目標、行政のみならず、県民、事業者、地域、学校、団体などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割などについて明らかにしているほか、本県の特色ある環境を保全・創造しながら、地球環境問題の解決に向けて、地域からの取組を進めるための行動指針を示しています。

また、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的事項など開発事業等における環境配慮指針を明らかにしています。

今後は、計画の適切な進行管理を行うとともに、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することとしています（図1-2-4）。

図1-2-4 第二次青森県環境計画の構成

## 第二次青森県環境計画の構成 (平成19年度～平成21年度)

- 計画が目指す青森県の環境の将来像 -  
**「循環と共生による持続可能な地域社会」**

### 【環境の保全及び創造に関する施策及び取組の展開】



### 【青森県が重点的または施策横断的に取り組む10の施策】

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境にやさしい社会づくり</li> <li>3 十和田湖・陸奥湾の水質保全</li> <li>5 地球温暖化対策の推進</li> <li>7 一般廃棄物の3Rの推進</li> <li>9 縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組の推進</li> <li>10 環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2 健全で美しい水循環の再生・保全</li> <li>4 世界自然遺産白神山地の保全と活用</li> <li>6 環境・エネルギー産業の創出と育成</li> <li>8 不法投棄防止対策の推進</li> </ol> |
|--|--|

## 第4節 県の率先行動

### 1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の導入

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。事業者においても日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められています。

このため、我が国においても、事業者による国際規格であるISO14001認証などの環境マネジメントシステム導入の動きが活発化しており、自治体においても導入の動きが広がっています。

このような中、平成10年10月に開催された北東北3県知事サミットにおいて、青森、岩手、秋田の3県が「連携してISO14001の認証取得に向け取り組む」ことが合意され、本県では、組織として環境保全に対する取組を、より確実、有効なものとするために、平成12年10月から青森県環境マネジメントシステムを運用し、平成13年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成15年度には、認証を取得して3年目となり更新時期にあったことから、知事部局の出先機関、教育庁、警察本部などへ範囲を拡大した上で更新審査を受け、平成16年3月に更新しました。

平成18年度には、認証更新後3年目となり再度の更新時期にあったことから更新審査を受け、平成19年3月に更新しました。

また、環境マネジメントシステムの構築を目指す事業者等に対する支援として、平成10年度から事業者向けセミナー等を開催しています。

### 2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務づけています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として、内容の充実強化とともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年比2.4%の削減にとどまり、目標を達成できませんでした。

本プランは5年ごとに見直すことになっていることから、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした第2期計画を策定し、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減することを目標としました。このほか、電気3.6%削減、重油5.6%削減など、項目ごとに個別目標（基準

年である平成16年度実績に対する削減率)を掲げ、引き続き省エネルギー・省資源対策を推進しています。

平成19年度実績を見ると、電気使用量(基準年度比1.7%減)は職員の節電等の取組により削減されたものの、新たな施設建設などにより灯油(基準年度比11.7%増)等の使用量が増加し、全体として温室効果ガス総排出量は基準年度比0.7%減にとどまり、目標達成に向けた更なる取組が必要となっています(資料編表6)。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度より「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます(資料編表7)。

なお、本プランは、環境マネジメントシステム(ISO14001)のオフィス活動における行動計画として位置付けています。

## 第5節 青森県循環型社会形成推進計画

### <計画の概要>

廃棄物処理法に基づいて平成14年3月に策定した「青森県廃棄物処理基本計画」が平成17年度までの計画であることから、これに引き続き、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定しました。

この計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進等について県全体の目標を設定し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に促進することにより、本県の地域性を生かした、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の構築を目的とするものです。

主な内容として、本県の豊かな自然と主要産業である農林水産業に由来するバイオマス資源の利活用を図る循環型社会の形成推進、リサイクル産業の育成と環境産業の振興への重点的取組、本県が目指す「生活創造社会」の一つの社会像として掲げる「環境と共生する循環型社会」の形成に必要な具体的施策を推進することとしています。

### <廃棄物の現状と目標>

#### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成18年度の状況は、  
1人1日当たりの排出量が1,131g（全国1,116g）  
リサイクル率が12.3%（全国19.6%）  
1人1日当たりの最終処分量が191g（全国146g）

となっており、全国平均と比較して下位の状況にあります。

原因としては、分別収集が十分に進んでいない市町村が見られることや事業系ごみの排出量が多いことなどが考えられます。

このため、平成22年度には、排出量1,057g、リサイクル率24%、最終処分量163gにするとの目標に向け、市町村とともに一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に取り組んでいます。

#### (2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成15年度の状況を平成10年度と比較すると、

排出量は、195万1千トンから355万1千トンに増加しています。これは、高度成長期に建設された建築物・土木構造物の更新に伴うがれき類及び製紙工場におけるリサイクルのための古紙の投入量が増加したことに伴う脱水処理汚泥が大幅に増加したことによるものです。産業廃棄物の排出量は今後も増加が予測されますが、平成22年度には平成15年度の6%以内の増加にとどめることを目標としています。

再生利用量は、74万トンから135万1千トンに倍近く伸びていますが、再生利用率は38%を維持していることから、平成22年度においても同様に38%の再生利用を目標としています。

最終処分量は、14万2千トンから7万3千トンに半減していますが、平成22年度には更に1万トン削減することを目指しています。

このため、県では事業者等との協働により産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止に向けた意識の啓発等を更に進めていくこととします。

### <本県の目指す循環型社会と計画の推進>

本県の目指す循環型社会として、

「もったいない」の意識が県民に浸透し、行動が定着する社会

本県の豊かな環境と共生する「スローなライフスタイル」が定着する社会

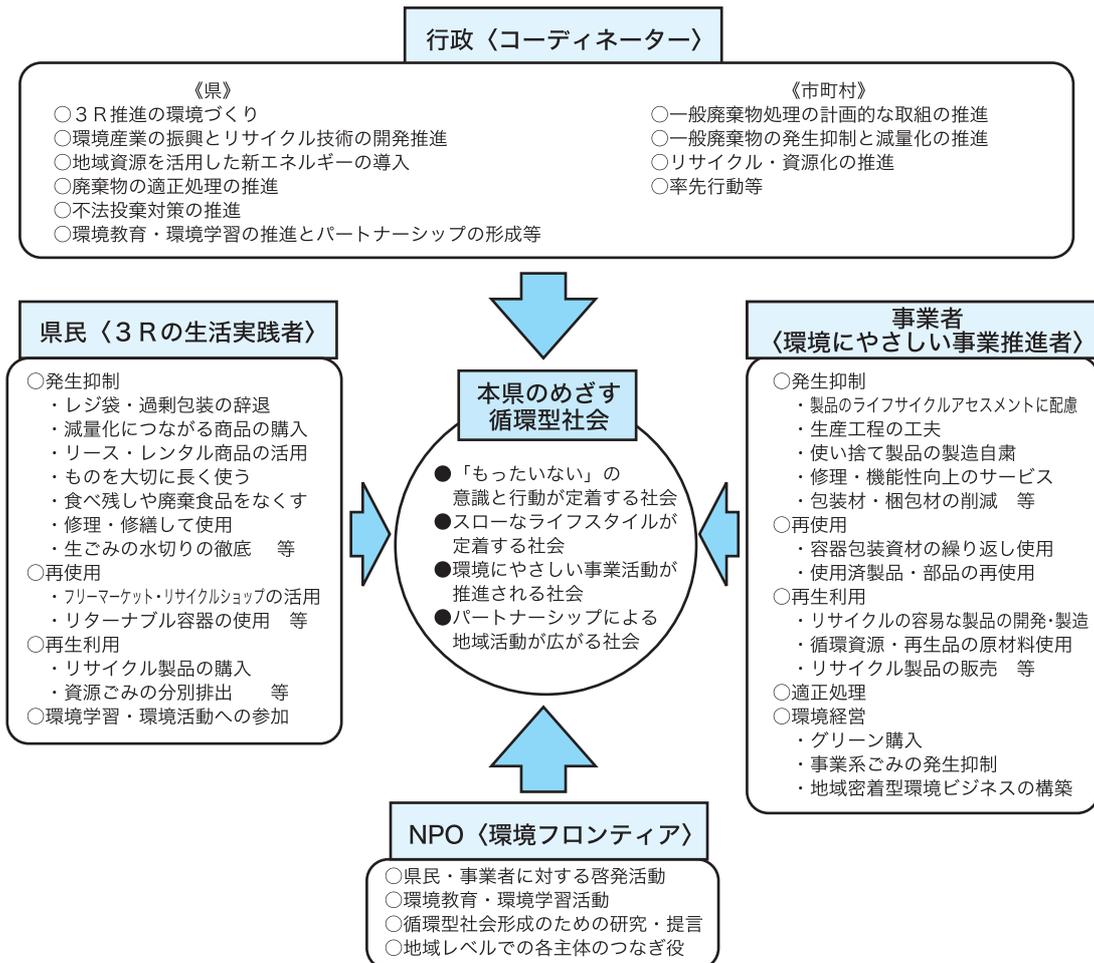
「環境にやさしい事業活動」が推進される社会

行政、県民、事業者等が一体となった「パートナーシップによる地域活動」が促進される社会

をイメージし、施策の柱としました(図1-2-5)。

この計画を推進するため、市町村、県民、事業者、NPO等と連携を図りながら、「生活創造社会」における社会像の一つである「環境と共生する循環型社会」の構築に向けた諸施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

図1-2-5 本県のめざす循環型社会と各主体の役割



## 第6節 北海道・北東北3県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

平成20年8月29日、本県の青森市で12回目のサミットが開催されましたが、環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（3県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（3県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.8.29	青森県青森市	環境とエネルギー	4項目

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	(1) 「北東北環境フォーラム」の設置
	(2) 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	(3) 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	(1) 「子ども環境サミット」の開催
	(2) 児童向け啓発冊子の作成等
	(3) 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	(1) 公的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	(2) 環境調和型産業の振興
	(3) 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	(4) 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	(1) 「緑のランドデザイン」の策定
	(2) 十和田湖の水質保全対策の推進

5	ゼロエミッション型社会の構築	(1) 3県の率先行動 (2) 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6	環境ホルモン等の環境問題への対応	(1) 地球環境問題に関する共同研究等 (2) いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）		
1	産業廃棄物対策の広域的な対応	(1) 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備 (2) 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導 (3) 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築 (4) 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築 (5) 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）		
1	水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2	二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3	農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4	食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5	地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6	経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）		
1	「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2	経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	(1) 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。 (2) 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）		
1	持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	(1) 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置 (2) 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進 (3) 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化 (4) 有用資源リサイクルの促進

## 第7節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活動を展開しています。

平成19年度及び平成20年度における環境保全基金事業は、表1-2-3及び表1-2-4のとおりです。

表1-2-3 平成19年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
空き缶等散乱防止対策事業	空き缶等の散乱を防止し、環境美化意識を高めるための啓発冊子の配布、ラジオCM、環境美化推進員による啓発活動等を行う。
北東北三県環境副読本共同作成事業	北東北3県の小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師用手引書を北東北3県共同で作成・配布する。
体験型環境学習推進事業	北東北3県の子どもを対象として、ライフスタイルを見直す契機となるような体験型環境学習会を北東北3県持ち回りにより開催する。
あおり地域環境力向上事業	地球温暖化などの環境問題を解決するため、県民一人ひとりの環境意識を啓発することを目的とした環境学習会の開催・情報発信等の各種事業を行う。
生活排水対策県民啓発推進事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、啓発用パンフレットの配布等を通じて、県民の生活排水対策を促進する。
青森県地球温暖化防止計画管理費	青森県地球温暖化防止計画の目標達成に向け、推進組織の運営、県民に対する意識高揚を図る。
循環型社会形成推進フォローアップ事業	平成18年策定の「青森県循環型社会形成推進計画」の進行管理を行うため、「青森県循環型社会形成推進委員会」を開催し、計画目標達成のための各種施策の検討並びに目標達成の状況の評価等を行う。
環境マネジメントシステム普及推進事業	県が構築した環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組を推進し、県内事業所等への環境マネジメントシステムの導入促進を図る。

表1-2-4 平成20年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
空き缶等散乱防止対策事業	空き缶等の散乱を防止し、環境美化意識を高めるための啓発冊子の配布、ラジオCM、環境美化推進員による啓発活動等を行う。
北東北三県環境副読本作成配付事業	北東北3県の小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師用手引書を北東北3県共同で作成・配布する。
あおり地域環境力向上事業	地球温暖化などの環境問題を解決するため、県民一人ひとりの環境意識を啓発することを目的とした環境学習会の開催・情報発信等の各種事業を行う。
生活排水対策県民啓発推進事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、啓発用パンフレットの配布等を通じて、県民の生活排水対策を促進する。

事業名	事業概要
青森県地球温暖化防止計画推進事業	青森県地球温暖化防止計画の目標達成に向け、推進組織の運営、県民に対する意識高揚を図る。
循環型社会形成推進フォローアップ事業	平成18年策定の「青森県循環型社会形成推進計画」の進行管理を行うため、「青森県循環型社会形成推進委員会」を開催し、計画目標達成のための各種施策の検討並びに目標達成の状況の評価等を行う。
環境マネジメントシステム普及推進事業	県が構築した環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組を推進し、県内事業所等への環境マネジメントシステムの導入促進を図る。
一般廃棄物リサイクル制度普及促進事業	一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進のため、各種リサイクル法の普及啓発を行う。
産業部門二酸化炭素削減推進事業	温室効果ガス排出量増加の最大の要因である産業部門における温室効果ガス削減対策の一環として、中小規模製造事業者等を対象とした省エネルギー講習会を開催する。

## 第8節 公害防止協定

### 1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

### 2 公害防止協定の締結状況

平成20年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は200件であり、このうち県、市町村及び企業の3者が当事者となっているものが15件、市町村と企業が当事者となっているものが175件、地域住民等と企業が当事者となっているものが10件となっています（資料編表8）。

## 第9節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務づけています。

平成19年度末における公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

## 第10節 各種審議会等

### 1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことによって、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、平成20年10月1日現在、学識経験を有する者32人、温泉に関する事業に従事する者1人の計33人で組織しています。

平成19年度の開催状況は、表1-2-5のとおりです。

表1-2-5 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第4回	H20.1.25	諮問	1) 第10次鳥獣保護事業計画(案)について 2) 第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)について
第5回	H20.2.19	諮問	1) 平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について 2) 平成20年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について 3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)について
		報告	1) 青森・岩手県境不法投棄事案について 2) 下北半島のニホンザル生息頭数の概要について 3) 下北半島国定公園の公園区域及び公園計画の変更について

## 2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、平成20年3月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

平成19年度の開催状況は、表1-2-6のとおりです。

表1-2-6 青森県環境影響評価審査会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第1回	H19.6.7	諮問 答申	八戸市新処分施設（一般廃棄物最終処分場）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
第2回	H19.11.8	諮問 答申	（仮称）西北五汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
第3回	H19.12.20	諮問 答申	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

## 3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、平成20年9月1日現在、学識経験者12人で組織しています。

平成19年度には、公害審査会に係属した事件はありませんでした。

平成18年度までに処理された事件は、調停事件3件、仲裁事件1件の計4件で、処理結果は調停打ち切り3件、和解による仲裁取下げ1件となっています。